

議案第 48 号

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「には」の次に「、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間」を、「額）」の次に「からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあっては、10,000 円）を減じた額」を加える。

第 2 条 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日」に、「）からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあっては、10,000 円）」を「。以下「差額相当額」という。）から次に掲げる額を合計して得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 差額相当額の半額（その額が 10,000 円を超える場合にあっては、

10,000円)

- (2) 差額相当額からその半額(その額が10,000円を超える場合には、10,000円)を減じた額の半額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 理 由

国の人事院勧告等を考慮し、給与構造改革実施に伴う経過措置額を段階的に廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。